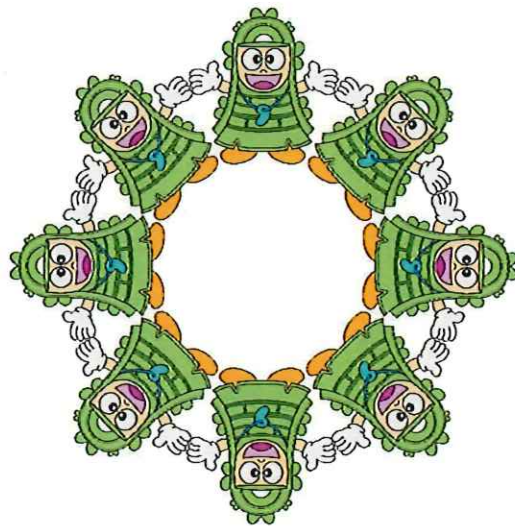


野洲市見守りネットワーク

見守りのしおり

令和7年版



野 洲 市



消費者行政活性化交付金事業

目次

見守りネットワーク事業について	P.1
“気づき” FAX 連絡票	P.6
対応フロー図、連携図、イメージ図	P.7
野洲市見守りネットワークの運用及び推進に関する要綱	P.10
野洲市見守りネットワーク協定書	P.12
消費生活協力団体の委嘱について	P.14

【巻末資料】

高齢者虐待について	P.17
児童虐待について	P.25
障がい者虐待について	P.34

野洲市見守りネットワーク事業について

この野洲市見守りネットワーク事業は、協力事業者・協力団体のみなさんの日常業務の中で、“ゆるやかな見守り”を行うことを趣旨としています。

ここでは、基本的な方針を示していますが、記載外の内容で判断に迷う場合は、野洲市市民生活相談課（Tel077-587-6063）までお知らせください。

Q1. 「野洲市見守りネットワーク」とは、どのようなものですか？

A1. 野洲市くらし支えあい条例第27条に基づき、これまで行われてきた地域による見守り活動をさらに発展させて、市、事業者及び自治組織等の協力を得て、高齢者や障がい者、子ども、生活困窮者等の対象者が住み慣れた地域で安心して安全に暮らせるよう見守り・支えあう仕組みです。

みなさんの日常の中で、「普段と様子が違う」「困ってそう」「少し心配」などの“ちょっとした異変”をキャッチされたとき、市民生活相談課までご連絡をいただくと、状況確認を行い、関係機関と連携して支援をしていきます。

Q2. 対象は高齢者だけですか？どんな人の異変でも連絡していいのですか？

A2. 対象者は高齢者に限らず、広く市民の“ちょっとした異変”に気づかれたら連絡をお願いします。配慮が必要となる市民の多くは、自ら相談できないケースが多くありますので、みなさんの気づきで少しでも早く発見し、支援につなげてください。

Q3. どのような場合に連絡すればいいのでしょうか？

A3. 5ページの「野洲市見守りネットワーク“気づき”FAX連絡票」にある『気づいた点』などを参考に、みなさんが行う、各家庭への訪問や店舗等での営業など、日常業務の中で、異変に気づかれた際に連絡をしてください。

例えば、自宅を訪問したとき、郵便受けに新聞や郵便物が溜まっている、ゴミを溜め込むようになった、また、お店に服装が不自然なまま来店したなど、ちょっとした異変に気づいた際には連絡をお願いします。

また、気づいていたのに連絡ができなかった場合でも、何か責任を問われるものではありませんのでご安心ください。

Q4. 連絡の方法はどうすればいいのでしょうか？

A4. 連絡については、伝達漏れを防ぐため、まずは市民生活相談課にお電話をください。その後、「野洲市見守りネットワーク“気づき”FAX連絡票」に記載いただき、市民生活相談課までFAXを送信ください。

なお、対象者名等の個人情報についての記載は不要です。FAX 受信後、追って市民生活相談課から確認の連絡をいたします。

Q5. どこに連絡すればいいのでしょうか？

A5. ちょっとした異変に気づかれたときは市民生活相談課までご連絡ください。

(平日の開庁時/8:30~17:15)

虐待が疑われるケースについては、下記表を参考に直接ご連絡ください。

「虐待かどうかわからない」「どこの窓口に該当するか分からない」などの場合は、市民生活相談課までご連絡をお願いします。

また、開庁時間外(夜間・休日)の虐待連絡については、市役所の代表連絡先(587-1121)までご連絡をお願いします。

なお、緊急事態(倒れている、暴力を受けている等の生命・身体の危機)の場合は、消防・救急(119)や警察(110)へ速やかに連絡してください。

【連絡先電話番号一覧】		
◎ちょっとした異変の気づきや 該当する連絡先がわからないとき		市民生活相談課 077(587)6063
▽虐待対応	高齢者虐待が疑われるとき	地域包括支援センター 077(588)2337
	児童虐待が疑われるとき	家庭児童相談室 077(587)6140
	障がい者虐待が疑われるとき	地域生活支援室 障がい者虐待防止センター 077(587)6169
	▼虐待に関する夜間・休日の連絡窓口	野洲市役所代表 077(587)1121
■緊急事態(倒れている、暴力を受けている等の 生命・身体の危機など)		消防・救急 119 番 警察 110 番

Q6. 連絡をした場合、こういった対応がされるのですか？

A6.みなさんから“気づき”をいただいた場合、まず、市民生活相談課が対象者との関係がある部署や関係機関へ連絡し、状況確認等を行います。

例えば、高齢者の場合は地域包括支援センターに、児童やひとり親の場合は子育て家庭支援課や家庭児童相談室、障がい者の場合は障がい福祉課や地域生活支援室等へ連絡し、関連する部署等がない場合は市民生活相談課が状況確認を行います。

その後、医療受診が必要、サービスの見直しが必要等、支援が必要であると判断した場合は、安心して暮らすことができるよう支援を提供していきます。

なお、情報提供者への状況確認の報告については、個人情報の保護に関する法律に従い対応します。

Q7. 市に連絡した場合、「誰が連絡をしたのか」等の情報は対象者へ伝えられるのでしょうか？

A7.対象者に情報提供元の情報を伝えることはありません。家庭訪問等の際は、「この地域の高齢者訪問を実施している。」等で状況確認を実施します。

なお、情報提供の同意が取れている、訪問等の希望について確認が取れている状態で連絡をいただいた場合は、みなさんから情報提供があったことを伝える場合もあります。

注意：個人情報の取扱い

見守りネットワークは、個人の生活に直結する見守りの仕組みです。

そのため、見守りネットワークの運用及び推進に関する個人情報の保有、収集、利用及び提供にあつては、個人情報の保護に関する法律の規定により行います。

見守りネットワークの活動により知り得た個人情報については、この活動の目的以外に使うことはできません。また、他人に漏らすことも禁じています。

また、このネットワークがなくなった後も、同様ですので、ご注意ください。

野洲市見守りネットワーク“気づき”FAX連絡票
 野洲市市民生活相談課あて Fax 077-586-2177

送信日時	年 月 日() :
協力事業者名 協力団体名	
連絡先(電話)	— —
記入者名	
情報提供にかかる 本人同意	有 ・ 無 (備考:)

～ながれ～

- ①気づきを発見
- ②相談課へ電話
- ③FAX送信
- ④相談課から連絡

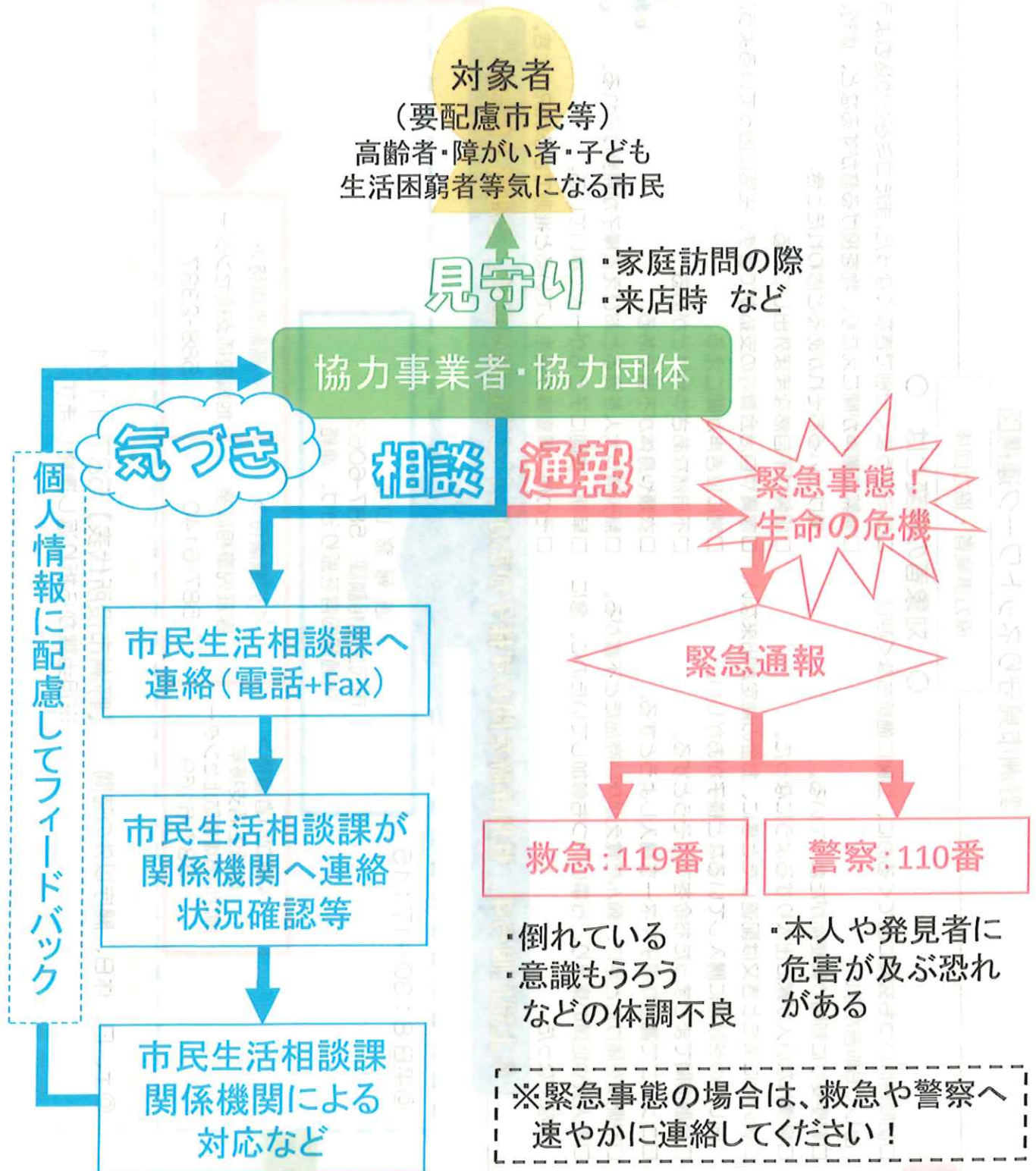
◎ 気づいた点 ※該当項目にチェック ◎

- ☐ 訪問したが応答が無い。(家の電気が点いたまま、ドアが開いているなど)
- ☐ 郵便受けに新聞や郵便物がたまっている。
- ☐ お金の勘定が出来ない、同じものを頻繁に購入している。
- ☐ 老人会や地域の集まり、行事にいつも参加していたのに、急に来なくなった。
- ☐ ゴミをうまく分別できなくなった、またゴミをため込むようになった。
- ☐ 見慣れない人が家に入出入りするようになった。
- ☐ 金融機関、コンビニ等で不自然にお金を下ろそうとしたり振り込もうとする。
- ☐ 宅配便を届けたときに、頼んだ覚えがない商品だと不審がる。
- ☐ 家賃や自治会費等の支払ができず、生活に困っているようだ。
- ☐ 頻繁に罵声が聞こえたり、物を投げる音がする。
- ☐ 衣類や身体が不潔、または服装が不自然なまま外出している。
- ☐ 常に泣き声が聞こえる。
- ☐ 不自然なあざややけどがある。
- ☐ 無表情や大人を見るとおびえる様子が見受けられる。
- ☐ 早朝、夜間に子どもが一人で歩いている。
- ☐ その他、異変等が発生していると推測できる状況のとき。(下記に記載)

— — — ※市民生活相談課記入欄(以下は記載不要です。) — — —

当事者名		生年月日	
住所	野洲市	電話番号	

野洲市見守りネットワーク対応フロー図



野洲市見守りネットワーク連携図

協力事業者・協力団体

緊急時！

警察 110 番
消防・救急
119 番

個人情報に配慮の上、
通報者へフィードバック

○ 対象者の異変とは ○

- 訪問時はいつも玄関に出てくるのに、玄関に施錠もなく呼び出しても応答がない。
- 郵便受けに新聞や郵便物がたまっている。
- 見慣れない人が家に入り出すようになった。
- 買い物にきたとき又は配達したときに、お金の勘定が合わない、同じものを頻繁に購入しているなど様子がおかしい。
- 金融機関でまとまったお金を下ろそうとする。
- コンビニで高額な電子マネーを購入しようとする。
- 宅配便を届けたときに、頼んだ覚えがない商品だと不審がる。
- 老人会や地域の集まり、行事にいつも参加していたのに、急に来なくなった。
- 頻繁に罵声が聞こえたり、物を投げる音があるなど、虐待、暴行を受けているおそれがあると思われるとき。
- 服装が不自然なまま外出している。
- 家賃や自治会費等の支払ができず、生活に困っているようだ。
- 常に泣き声が聞こえる。
- 不自然なあざややけどがある。
- 衣類や身体が不潔である。
- 無表情や大人を見るとおびえる様子が見受けられる。
- 早朝、夜間に子どもが一人で歩いている。
- その他、異変等が発生していると推測できる状況のとき。



※上記に限らず、性別年齢を問わず様子がおかしいと感じたときは、ご連絡ください。

◎平日 8:30~17:15

《通報窓口》

市民生活相談課 587-6063
※通報内容を振り分け、連絡

《障がい者虐待》
地域生活支援室
障がい者虐待防止センター
587-6169

《児童虐待》
家庭児童相談室
587-6140

《高齢者虐待》
地域包括支援センター
588-2337

◎土、日、休日、関庁以外の時間

【野洲市役所代表】 587-1121

※担当課から折り返し連絡します。

見守りネットワークタイム図



野洲市見守りネットワークの運用及び推進に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、地域社会における虐待、徘徊、^{はがひ}困窮その他の市民の日常生活における異変を地域社会全体の緩やかなネットワークで早期に発見し、対応することにより、市民が安心して暮らすことができる地域社会を実現するために構築する野洲市くらし支えあい条例（平成 28 年野洲市条例第 20 号。以下「条例」という。）第 27 条第 1 項に規定する見守りネットワークの運用及び推進に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において使用する用語は、次項に定めるもののほか、条例において使用する用語の例による。

2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 協力事業者 市と条例第 27 条第 2 項の規定による協定（以下「協定」という。）を締結した事業者をいう。

(2) 協力団体 市と協定を締結した自治組織、特定非営利活動法人その他の団体をいう。

(協定事項)

第 3 条 協定事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 市、協力事業者及び協力団体は、要配慮市民等の発見、連絡及び支援に関し相互に連携を図ること。

(2) 協力事業者及び協力団体は、要配慮市民等を発見したときは、市及び関係機関に連絡を行うこと。

(3) 市は、前号の連絡を受けたときは、当該要配慮市民等に対し、必要な支援及び対応（次号において「支援等」という。）を行うこと。

(4) 市は、前号の規定により支援等をしたときは、当該要配慮市民等の個人情報の保護に留意しつつ、協力事業者及び協力団体に対し、当該支援等の結果について報告を行うことができること。

(5) 市は、協力事業者及び協力団体に対し、見守りネットワークの運用に関し必要な情報の提供及び助言を行うこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、見守りネットワークの運用に関し必要な事項

(協定の公表)

第 4 条 市長は、協定を締結し、変更し、又は廃止したときは、その旨を公表することができる。

(秘密を守る義務)

第 5 条 協力事業者及び協力団体は、見守りネットワークの活動により知り得た秘密を漏らしてはならない。協定の効力がなくなった後も、同様とする。

(事務局)

第 6 条 見守りネットワークに係る事務を処理するため、健康福祉部市民生活相談課に事務局を置く。

(野洲市消費者安全確保地域協議会との連携)

第7条 見守りネットワークは、条例第8条に規定する野洲市消費者安全確保地域協議会と相互に連携し、要配慮市民等の発見及び支援に努めるものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、平成28年12月12日から施行する。

野洲市見守りネットワーク協定書

野洲市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、野洲市くらし支えあい条例（平成 28 年野洲市条例第 20 号。以下「条例」という。）第 27 条第 1 項に規定する見守りネットワークの運用及び推進に関し、条例第 27 条第 2 項の規定により次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、甲及び乙の相互の協力により、地域社会における虐待、徘徊、^{はいかい}困窮その他の市民の日常生活における異変の早期発見及び早期対応に向けた連絡体制を確保することにより、市民が安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的とする。

（活動の内容）

第 2 条 甲及び乙は、野洲市見守りネットワークの運用及び推進に関する要綱（平成 28 年野洲市告示第 224 号。以下「要綱」という。）第 3 条の規定により次の各号に定める活動を行う。

- (1) 乙は、条例第 26 条第 1 項に規定する消費生活上特に配慮が必要であると認められる市民、生活困窮者等及びこれらの者と同様の状況に至るおそれのある市民（以下「要配慮市民等」という。）を発見したときは、市及び関係機関に連絡を行うものとする。
- (2) 甲は、乙から前号の連絡を受けたときは、当該要配慮市民等に対し、必要な支援及び対応（次号において「支援等」という。）を行うものとする。
- (3) 甲は、前号の規定により支援等をしたときは、当該要配慮市民等の個人情報の保護に留意しつつ、乙に対し当該支援等の結果について報告を行うことができる。
- (4) 甲は、乙に対し、見守りネットワークの運用並びに推進に関し必要な情報及び助言を行うものとする。
- (5) 乙は、見守りネットワークに関する活動を円滑に実施するため、乙の役員、従業員その他乙に所属する者に対し、この協定の趣旨及び内容を周知するものとする。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、甲及び乙は、第 7 条の規定により協議した事項に関する活動を行うものとする。

（留意事項）

第 3 条 甲及び乙は、見守りネットワークの運用及び推進に関し、次の各号に定める事項に留意するものとする。

- (1) この協定は、乙に対し、特別な権限を与えるものではないこと。
- (2) 第 2 条に定める活動は、乙に危険が及ばない範囲において行うものであること。
- (3) 甲は、乙から第 2 条第 1 号の連絡を受けたときは、当該連絡の対象となる要配慮市民等に対し、乙からの連絡であることを漏らしてはならないこと。
- (4) 乙は、第 2 条に定める活動の実施の判断及び結果に関して責任を負わないもの

であること。

(5) 乙は、この協定を社会貢献活動等で利用する際には、市及び市民の信用を失墜しないようにすること。

(6) 乙は、この協定を利用しての政治的又は宗教的な活動を行わないこと。

(個人情報の取扱い)

第4条 甲は、見守りネットワークの運用及び推進に関する個人情報の保有、収集、利用及び提供にあつては、野洲市個人情報保護条例（平成16年野洲市条例第10号）の規定により行うものとする。

2 乙は、見守りネットワークの活動により知り得た個人情報については、この活動の目的以外に利用し、又はこれを他人に漏らしてはならない。この協定の効力がなくなった後も、同様とする。

(有効期間等)

第5条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から起算して2年間とする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに、甲及び乙のいずれからも終了の意思表示がないときは、この協定は同一条件により更新されるものとし、その後の更新についても同様とする。

(協定の解除)

第6条 乙は、甲に対する申し入れによって、この協定を解除することができる。

2 甲は、乙が条例、要綱若しくは協定に違反したとき、又は乙が見守りネットワークに協力するに当たり不適当な事由があると認めるときは、この協定を解除することができる。

(協議)

第7条 この協定に定めるもののほか、見守りネットワークの運用及び推進に関し必要な事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 所在地 野洲市小篠原 2100 番地 1
名 称 野洲市
代表者氏名 野洲市長

印

乙 所在地
名 称
代表者氏名

印

消費生活協力団体の委嘱について

●見守りネットワーク協定とともに消費生活協力団体の委嘱することについて

見守りネットワーク協定事業者等が市民の異変を発見した場合であっても、通報できる場合とは、対象者の生命、身体、財産の危険がある等限られており、これに該当するか判断が難しい場合には、通報を控えてしまうという懸念があり、事業者が安心して通報を行うことができません。

上記の課題については、消費者安全法第 11 条の7第1項に基づく委嘱を見守りネットワーク協定先事業者に対し行うことで解決が可能となります。

消費者安全法第 11 条の7第1項

(消費生活協力団体及び消費生活協力員)

第十一条の七 地方公共団体の長は、消費者の利益の擁護又は増進を図るための活動を行う民間の団体又は個人のうちから、消費生活協力団体又は消費生活協力員を委嘱することができる。

2 消費生活協力団体及び消費生活協力員は、次に掲げる活動を行う。

- 一 消費者安全の確保に関し住民の理解を深めること。
- 二 消費者安全の確保のための活動を行う住民に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をする事。
- 三 消費者安全の確保のために必要な情報を地方公共団体に提供することその他国又は地方公共団体が行う施策に必要な協力をする事。
- 四 前三号に掲げるもののほか、地域における消費者安全の確保のための活動であって、内閣府令で定めるものを行うこと。



●消費者安全法に基づく委嘱の意義について

第1に、消費生活協力団体等には秘密保持義務が定められているので（消費者安全法第11条の8）、個人情報を取り扱う活動を行う場合に適している。

第2に、例えば、消費生活協力団体等が見守り活動を行う中で消費者被害を発見した場合、法に基づいてこの情報を消費生活センターに提供することができるので（消費者安全法第11条の7第2項第3号）、必要な情報が地方公共団体に円滑に提供されるようになることが期待される。

第3に、地域における活動に制度的な裏づけが与えられることにより、地域住民の認識度や信頼性が高まり、より一層、充実した活動が行われるようになることが期待される。

消費者安全法第11条の8

（秘密保持義務）

第十一条の八 消費生活協力団体の役員若しくは職員若しくは消費生活協力員又はこれらの者であった者は、前条第二項各号に掲げる活動に関して知り得た秘密を漏らしはならない。

●個人情報の取り扱いについて

個人情報の保護に関する法律第27条第1項では、事業者が取得した個人情報は本人の同意なく第三者へ提供することが原則禁止されています。しかし、消費者安全法第11条の7第1項による委嘱を受けた者は、個人情報の保護に関する法律第27条第1項第1号に該当することから、本人の同意がなくとも、通報を行うことが可能となります。これまで個人情報を地方公共団体に提供することができなかったが、消費生活協力団体等は法令に基づく場合として地方公共団体に提供することが可能となり、必要な情報が地方公共団体に円滑に提供されます。

個人情報の保護に関する法律第27条第1項第1号

（第三者提供の制限）

第二十七条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

●委嘱団体との見守りネットワーク協定書について

委嘱する場合は「野洲市見守りネットワーク協定書」に消費生活協力団体への委嘱とその活動内容等について、以下の協定文を追加した形での締結となります（前後の条文は変わりません）。

（消費生活協力団体の委嘱）

第4条 甲は、乙に対し、消費者安全法（平成21年法律第50号）第11条の7に規定する消費生活協力団体を委嘱する。

2 委嘱の期間は、本協定書第7条に定める有効期間と同様とする。

（消費生活協力団体の活動内容等）

第5条 乙は、消費者安全法第11条の7第2項の規定により、次の各号に定める消費生活協力団体の活動を行う。

- (1) 消費者安全の確保に関し住民の理解を深めるものとする。
- (2) 消費者安全の確保のための活動を行う住民に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をするものとする。
- (3) 消費者安全の確保のために必要な情報を地方公共団体に提供することができる。
- (4) 消費者安全の確保のために国又は地方公共団体が行う施策に必要な協力をするものとする。
- (5) 前四号に掲げるもののほか、地域における消費者安全の確保のための活動であって、内閣府令で定めるものを行うものとする。

2 甲は、乙に対し、前項各号に掲げる活動に資するよう、必要な措置を講ずる。

● ● ● 高齢者虐待 ● ● ●

・ ・ ・ 高齢者虐待 ・ ・ ・



『野洲市地域包括支援センター』をご存知ですか？

地域包括支援センターは、介護や生活に不安のある高齢者のみなさんやその家族のための「高齢者総合相談窓口」です。

地域包括支援センターには3つの専門職がいます



保健師



主任ケアマネジャー



社会福祉士

それぞれの専門職が専門性を活かしながら、相談業務や事業をしています

① 自立して生活できるように支援します ○ 要支援1・2と認定された人は、介護保険の介護予防サービスを利用できます。 ○ 介護予防や生活支援が必要な人は、介護予防・生活支援サービス事業を利用できます。 ○ 介護予防に取り組みたい人は、一般介護予防事業を利用できます。	② みなさんの権利を守ります ○ 高齢者のみなさんが安心していきいきと暮らすために、みなさんの持つさまざまな権利を守ります。 ○ 成年後見制度の紹介や、虐待を早期に発見し、改善に向けて対応します。
③ さまざまな方面からみなさんを支えます ○ みなさんを支える地域のケアマネジャーの支援のほか、高齢者のみなさんにとってより暮らしやすい地域にするためさまざまな機関とのネットワーク作りに力を入れます。	④ なんでもご相談ください ○ 高齢者のみなさんやその家族、近隣に暮らす人の介護に関する悩みや問題に対応します。 ○ 介護に関する相談や心配ごと、悩み以外にも、健康や福祉、医療や生活に関することなど、何でもご相談ください。

お困りごとがありましたら、お気軽にご相談ください！

野洲市地域包括支援センター

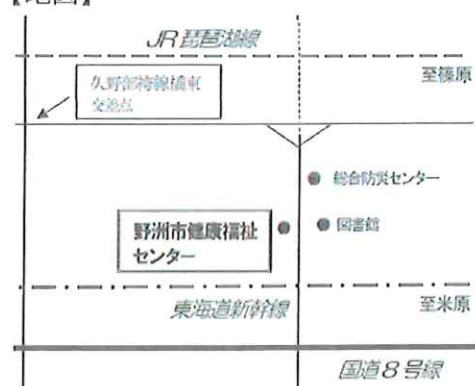
〒520-2315

野洲市辻町433番地1（健康福祉センター内）

電話：077-588-2337

FAX：077-586-3668

【地図】



高齢者虐待は、高齢者の尊厳を侵す深刻な問題ですが、特定の人や家庭で起こるものではなくどこの家庭でも起こりうる身近な問題です。

介護保険制度の普及、活用が進む中で問題が表面化し、平成18年4月「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という）」が施行され、高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する適切な支援について、市町村が第一義的に責任を持つことになりました。

また、保健、医療、福祉関係者は、高齢者虐待の早期発見や虐待を受けた高齢者の保護のための施策へ協力するよう努めることとなっています(第5条2項)。

◎「高齢者虐待」の捉え方

1) 高齢者虐待防止法による定義（高齢者虐待防止法第2条）

法では、「高齢者」とは65歳以上の者と定義されています(第2条1項)。

また、高齢者虐待を①養護者による高齢者虐待(第2条4項)と②養介護施設従事者等による高齢者虐待(第2条5項)に分けて次のように定義しています。

①「養護者」とは・・・

「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」(第2条2項)とされており、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当します。

②「養介護施設従事者等」とは

老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」または「養介護事業」の業務に従事する職員が該当します。

【高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲】

区分	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	・ 老人福祉施設 ・ 有料老人ホーム	・ 老人居宅生活支援事業	「養介護施設」または「養介護事業」の業務に従事する者
介護保険法による規定	・ 介護老人福祉施設 ・ 介護老人保健施設 ・ 介護療養型医療施設 ・ 地域密着型介護老人福祉施設 ・ 地域包括支援センター	・ 居宅介護サービス事業 ・ 地域密着型サービス事業 ・ 居宅介護支援事業 ・ 介護予防サービス事業 ・ 地域密着型介護予防サービス事業 ・ 介護予防支援事業	

虐待にあたる行為(市町村、都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引きより)

- イ 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ロ 介護・世話の放棄・放任：高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ハ 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ニ 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること
- ホ 経済的虐待：高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

2) 高齢者虐待に関連して対応が必要な範囲

- 高齢者虐待防止・養護者支援法で定められた高齢者虐待の定義をより広い意味で捉えると、「高齢者と何らかの保護等が期待できる他者からの不適切なかかわりによって、高齢者の権利利益が侵害され、生命や心身又は生活に何らかの支障を来している状況又はその行為」と考えられます。
- 介護保険法では、区市町村が地域支援事業において「被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業」を実施することを義務づけています。
- このため、区市町村には今後、にわかには高齢者虐待とは判別しがたい事例であっても、事実として高齢者の権利利益が侵害され、権利擁護のために支援が必要と判断されるものについては、高齢者虐待の事例に準じて、必要な支援を行っていく必要があるものと解されます。

〔高齢者虐待に準じた対応が求められる例：東京都高齢者虐待対応マニュアルより抜粋〕

- ① 「養護者」ではない親族や、信頼関係が期待される第三者からの虐待
- ② 認知症等の未受診で、家族が過剰な介護負担を抱えているなど、虐待とは峻別しがたい事例
- ③ 一人暮らしなどの高齢者で、認知症やうつなどのために生活能力・意欲が低下し、極端に不衛生な環境で生活している、必要な栄養摂取ができていない等、客観的にみると本人の人権が侵害されている事例〔いわゆるセルフネグレクト（自己放任）〕
- ④ 被虐待者が65歳未満であるが、介護保険の適用となる特定疾患を有しているなど、高齢者福祉の分野で支援が必要であると考えられる事例

3) 養護者による高齢者虐待類型の例

(市町村、都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引きより)

区分	具体的な例
i 身体的虐待	① 暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為。 【具体的な例】・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、やけど、打撲をさせる。 ・刃物や器物で外傷を与える など ② 本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為。 【具体的な例】・本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする。 ・本人に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする(※) など ③ 本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に取り扱う行為。 【具体的な例】・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなりハビリを強要する。 ・移動させるときに無理に引きずる。無理やり食事を口に入れる など ④ 外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。 【具体的な例】・身体を拘束し、自分で動くことを制限する(ベッドに縛り付ける。ベッドに柵を付ける。つなぎ服を着せる。意図的に薬を過剰に服用させて、動きを抑制する など) ・外から鍵をかけて閉じ込める。鍵をかけて長時間家の中に入れない など
ii 介護・世話の放棄・放任	① 意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている者が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神状態を悪化させていること。 【具体的な例】 ・入浴しておらず、異臭がする、髪や爪が伸び放題だったり、皮膚や衣服、寝具が汚れている。 ・水分や食事が十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。 ・室内にごみを放置する、冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境の中で生活させる など ② 専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する。 【具体的な例】 ・徘徊や病気の状態を放置する。 ・虐待対応従事者が、医療機関への受診や専門的ケアが必要と説明しているにもかかわらず、無視する。 ・本来は入院や治療が必要にもかかわらず、強引に病院や施設から連れ帰る など ③ 同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する。 ・孫が高齢者に対して行う暴力や暴言行為を放置する など

区分	具体的な例
iii 心理的虐待	脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること。 【具体的な例】 ・ 老化現象やそれに伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより、高齢者に恥をかかせる（排泄の失敗、食べこぼしなど）。 ・ 怒鳴る、ののしる、悪口を言う。 ・ 侮蔑を込めて、子どものように扱う。 ・ 排泄交換や片づけをしやすいという目的で、本人の尊厳を無視してトイレに行けるのにおむつをあてたり、食事の全介助をする。 ・ 台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する。 ・ 家族や親戚、友人等との団らんから排除する など
iv 性的虐待	本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的行為またはその強要。 【具体的な例】 ・ 排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。 ・ 排泄の着替えや介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり、下着のままで放置する。 ・ 人前で排泄行為させる、おむつ交換をする。 ・ 性器を写真に撮る、スケッチをする。 ・ キス、性器への接触、性行為を強要する。 ・ わいせつな映像や写真を見せる。 ・ 自慰行為を見せる など
v 経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 【具体的な例】 ・ 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。 ・ 本人の自宅等を本人に無断で売却する。 ・ 年金や預貯金を無断で使用する。 ・ 入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を支払わない など

厚生労働省マニュアル「高齢者虐待の例」の表をもとに加筆

※「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」（東京高裁判決昭和 25 年 6 月 10 日）。

上記判例のとおり、身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と認定することができます。

家族がつくった「認知症」早期発見のめやす！

日常の暮らしの中で、認知症ではないかと思われる言動を、「家族の会」の会員の経験からまとめたものです。医学的な診断基準ではありませんが、暮らしの中での目安として参考にしてください。

いくつか思いあたることがあれば、一応専門家に相談してみることがよいでしょう。

●物忘れがひどい

- ☐ 1. 今切ったばかりなのに、電話の相手の名前を忘れる
- ☐ 2. 同じことを何度も言う・問う・する
- ☐ 3. しまい忘れ置き忘れが増え、いつも探し物をしている
- ☐ 4. 財布・通帳・衣類などを盗まれたと人を疑う

●判断力・理解力が衰える

- ☐ 5. 料理・片付け・計算・運転などミスが多くなった
- ☐ 6. 新しいことが覚えられない
- ☐ 7. 話のつじつまが合わない
- ☐ 8. テレビ番組の内容が理解できなくなった

●時間・場所がわからない

- ☐ 9. 約束の日時や場所を間違えるようになった
- ☐ 10. 慣れた道でも迷うことがある

●人柄が変わる

- ☐ 11. 些細なことで怒りっぽくなった
- ☐ 12. 周りへの気づかいがなくなり頑固になった
- ☐ 13. 自分の失敗を人のせいにする
- ☐ 14. 「このごろ様子がおかしい」と周囲から言われた

●不安感が強い

- ☐ 15. ひとりになると怖がったり寂しがったりする
- ☐ 16. 外出時、持ち物を何度も確かめる
- ☐ 17. 「頭が変になった」と本人が訴える

●意欲がなくなる

- ☐ 18. 下着をきがえず、身だしなみを構わなくなった
- ☐ 19. 趣味や好きなテレビ番組に興味を示さなくなった
- ☐ 20. ふさぎこんで何をするのも億劫がりいやがる



出典／公益社団法人認知症の人と家族の会作成

認知症を学び 地域のみんなで支えよう！



～ 認知症サポーター養成講座（ミニ学習会）を開催します ～



野洲市では、地域住民の認知症に対する正しい知識の普及により、地域の様々な生活場面において認知症の人や家族を支え、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指しています。

認知症サポーターとは？

認知症サポーターとは、キャラバン・メイト（養成講座の進行・講師役）が行う「認知症サポーター養成講座」を受講した者で、何か特別な事をするのではなく、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り支援する人をいいます。



認知症の本人の思い…家族の思い…一例

本人：少しの支えがあれば、できることがたくさんある。できないと決めつけないで。

家族：いつまで続くの？終わりが見えないことがどんなに辛いことか。

「おじいちゃんは冒険家」… ある絵本の物語より

昔校長先生だったおじいちゃんが徘徊したり夜中に大騒動になったりして、両親に叱られたり地域の人に助けられたりする。主人公のぼくは、おじいちゃんの徘徊に対して、「おじいちゃんは冒険をしていると思う。大人は徘徊というが、ぼくはやっぱりおじいちゃんは冒険をしているのだと思う…」

野洲市のキャラバンメイトは、「認知症みんなでささえたい♡ やす」の愛称をもとにボランティアで講座の講師・進行役として活動しています。活動場所は地域住民組織に加え、公共サービス機関（金融機関・消防・警察・交通機関・行政等）生活関連企業（スーパー等）、市内の小学校・中学校を対象に講座を開催しています。

野洲市では、ひとりでも多くの方に「認知症」を知り理解してもらうため地道な啓発を重ねていきたいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

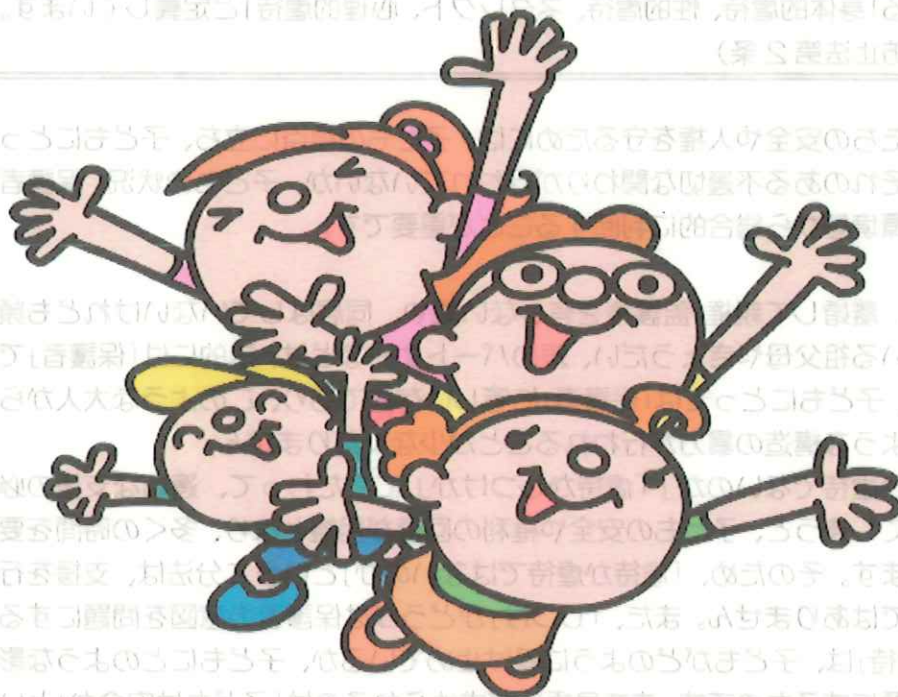
今後、この講座をご希望の方は下記までご連絡ください。

認知症など高齢者の総合相談については下記までお気軽にご相談ください。

野洲市地域包括支援センター 電話：588-2337

〒520-2315 野洲市辻町433-1（野洲市健康福祉センター内）

● 〇〇〇 大塚 10/10/17 〇〇〇 〇〇〇



に要する費用は、

児童虐待とは

「児童虐待」は、子どもの心身を傷つけ、人権を侵害する行為です。

「児童虐待の防止等に関する法律」（以下「児童虐待防止法」という。）による、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）による児童（１８歳に満たないものをいう。以下同じ。）に対する「身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待」と定義しています。（児童虐待防止法第２条）

子どもたちの安全や人権を守るためには、子どもの視点に立ち、子どもにとって有害となるおそれのある不適切な関わりが行われていないか、子どもの状況、保護者等の状況、生活環境等から総合的に判断することが重要です。

例えば、離婚して親権・監護権を有しない親や、同居はしていないけれども頻繁に出入りしている祖父母やきょうだい、親のパートナーなどは、法的には「保護者」ではありませんが、子どもにとっては「保護者」に等しい存在であり、このような大人から児童虐待と同じような構造の暴力が行われることが少なくありません。

「虐待か虐待でないのか」「虐待かしつけか」にこだわって、適切な支援の必要な時期を逃してしまうと、子どもの安全や権利の回復が困難となり、多くの時間を要するようになります。そのため、「虐待か虐待ではないのか」という二分法は、支援を行う際には实际的ではありません。また、「しつけ」かどうかは保護者の意図を問題にするものであり、「虐待」は、子どもがどのように受け止めているか、子どもにどのような影響があるかを問題にするものです。まず見極めが求められるのは「子どもは安全か」ということであり、「今必要な支援は何か」ということです。

なお、児童虐待防止法第３条には「何人も児童に対し虐待をしてはならない」と規定されています。また、保護者以外の者から児童虐待と同じような構造の暴力を受けている子どもも、児童福祉法の「要保護児童」に該当し、保護の対象となります。

しつけと虐待の違い

「しつけ」とは、子どもに自分で行動をコントロールする力をつけるための行為であり、「虐待」とは、保護者の意図や思いにかかわらず、子どもの健全な成長を阻害する不適切な扱いをいいます。

「虐待」かどうかの判断は、保護者の思いとは関係なく、子どもの立場から考えて、「子どもが苦しんでいるかどうか」、「子どもの成長に悪影響は無いかどうか」といった観点から判断しなければなりません。たとえ、親が愛情に根ざした「しつけ」だと考えていても、「子どもの成長にとってマイナスと判断される」場合は、「虐待」にあたります。

児童虐待の定義

児童虐待とは、児童虐待防止法第2条で、保護者がその監護する子どもに対して行う以下の行為で、4つに分類されています。

現実には厳密に分類することは難しく、また、どこまでが虐待かを議論しだすと一概に線を引くことは困難です。しかし、子どもたちと接している人々にとって重要なことは、虐待かどうかを定義に当てて検証することではなく、「子どもの心身の安全を守ること」です。この原則を忘れないことが重要です。

身体的虐待

子どもの身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴力を与えることをいいます。中には生命の危険を伴う場合もあります。

暴力の形としては、叩く、殴る、蹴る、首をしめる、逆さづりにする、お湯をかぶせる、お湯に顔をつける、タバコの火やアイロンを押し付けてやけどを負わせる、毒物などからだに良くないものを飲ませる、狭いところに押し込める、ロープでつなく、わざと食事を与えない、などといったものがあります。

外傷としては、皮膚の外傷、骨折、やけど、頭の中の出血、溺水などがあります。もっとも見えやすい形の虐待ですが、虐待者はそれがしつけであると考えていることもあります。

性的虐待

子どもにとって明らかに過度の性的刺激を与えることをいいます。

必ずしも性交がなくても子どもにとって明らかに過度な性的刺激や子どもを性的に搾取することが全て含まれます。したがって、自慰を強要されたり、ポルノ写真を撮られることも性的虐待です。また、思春期以降に子どもの前で誘惑的に裸になったり、みだらな目で子どもの裸を眺めたりすることも虐待にあたります。

児童虐待防止法の定義では虐待者を保護者に限定しているため、保護者以外からの暴力等を虐待として捉えるのではなく、それに対処しなかった保護者のネグレクトに限定されています。

また、虐待を受けるのは必ず女子とは限りません。男子が性的虐待を受けることもあります。この虐待は、精神的問題を伴いやすいため、早めの介入が必要です。

ネグレクト（保護の怠慢・拒否）

子どもにとって必要なケアを与えないことをいいます。

衣食住といった身体的ケアに限らず、子どもの発達にとって必要な情緒的ケア、つまり愛情を与えないこともネグレクトです。また、子どもの安全を守るために必要な監視（見守って危険に対応すること）をしないこともネグレクトです。したがって、親がパチンコをしている間に子どもが駐車場で遊んでいて事故にあうといったことも虐待にあたります。

その他、入浴をさせなかったり、オムツを変えないなどといった子どもに必要な衛生的ケアをしていなかったり、必要な予防接種や乳幼児健診を受けさせなかったり、必要な医療を受けさせなかったりすることもネグレクトに含まれます。

大人の都合で子どもに必要な教育を受けさせないこともネグレクトの一つです。

心理的虐待

心理的な暴力や心理的な苦痛を与えることをいいます。

家族の中で常に孤立させられたり、常に差別されたり、罵倒されたり、おびえさせられたりすることなどがこれにあたります。多くの場合、「おまえなんかいいほうがいい」とか、「おまえなんか価値がない」というメッセージが含まれるので、子どもが不安やうつ状態を中心とした精神障がいになる危険性が高いものです。身体的虐待などに比べると見えづらい形の虐待であり、発見が困難であることも多いため、介入の必要性に対する認識がもっとも遅れています。

加えて、DV（ドメスティック・バイオレンス）の目撃、つまり子どものわかるところでの家庭内の暴力も、子どもの虐待にあたります。児童虐待防止法では、DVの目撃は心理的虐待の一つとしてあげられています。

◆要保護児童とは…

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のことをいう。具体的には、保護者の家出、死亡、離婚、入院、服役などにある子どもや虐待を受けている子ども、家庭環境などに起因して非行や情緒障がいを有する子どもも含む。

◆要支援児童とは…

要支援児童とは、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童であって要保護児童にあたらない児童のことをいう。具体的には、育児不安を有する親の元で監護されている子どもや養育に関する知識が不十分なため不適切な養育環境に置かれている子どもなどがこれに含まれる。

◆特定妊婦とは…

出産後の子どもの養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のことをいう。妊娠中から家庭環境におけるハイリスク要因を特定できる妊婦であり、具体的には経済的に不安定である、家族構成が複雑、親の知的、精神的障がいなどで育児困難が予測される場合などがある。

虐待が子どもに及ぼす影響

虐待を受けた子どもの心や身体には、はかりしれない深い傷が残ります。身体的影響のみならず、発達の遅れがみられたり、知的障がい引き起こされることもあります。また、もっとも身近な存在である保護者との間の基本的な信頼関係が損なわれているため、人格形成にも重篤な影響が生じ、親として養育者になった時に、子どもに虐待してしまう（世代間連鎖）場合があることも指摘されています。

身体的影響

身体的虐待を受けたことによる、傷、あざ、栄養不良、死亡などの影響があります。特に乳児期は抵抗力が弱いので、程度の軽い身体的虐待でも、繰り返し受けることで、重大な影響を受けることがあります。

また、ネグレクトや心理的虐待を受けたことにより、低身長、低体重といった発育不良などの影響もあります。

発達への影響

頭部への強い衝撃や栄養障害、また情緒的ケアを与えないネグレクトにより、運動や言語、知的発達などの脳機能に障がいを与えます。

精神への影響

最も身近な存在である保護者から虐待を受けることにより、基本的な人間関係である愛着に問題を生じさせ、誰とも信頼関係を築くことができなかったり、逆に、だれかれなしにベタベタと接することがあります。また、PTSD（心的外傷後ストレス障がい）と呼ばれる精神症状を引き起こすこともあります。

行動への影響

虐待を受けたことにより、「どうしようもないんだ」などといった無力感が生じ、現実の世界から逃避するため、家出や万引き、またシンナーや薬物に依存するなどの非行行為が発現したりします。

また、幼少期に虐待を受けた親が、自分の子どもにも同じように虐待を行う「世代間連鎖」の問題も指摘されています。

虐待につながる要因

虐待の発生要因として次のようなものが考えられますが、実際にはこれらの要因が絡み合って発生します。

保護者にかかる要因

子ども時代に虐待を受けていた保護者の中には、安定した人間関係・親子関係が保てず、虐待につながっていくこと（世代間連鎖）があります。

また、親から得られなかった愛情を子どもに求めたり、愛情を求めてくる子どもに怒りを感じてしまう場合や精神的な問題があるのに適切なケアを受けていない場合などが虐待につながる要因となります。

家庭環境にかかる要因

夫婦不和や経済的困窮のため、家族が不安定な状態にある場合には、家庭内のストレスは高まります。また、何らかの事情で長期間親子が別居生活していた場合には、親としての愛情を感じにくくなる場合があります。再婚した場合など、新たな配偶者への気兼ねなどから、前の配偶者との間の子どもに厳しく接する場合があります。

児童にかかる要因

保護者が「手のかかる子」「育てにくい子」と感じてしまうと、子どもに対して苛立ち、怒りなどの否定的感情を抱いてしまいがちです。なだめにくい子ども、慢性疾患や発達に問題のある子どもに対して、愛情が持てなくなったり、否定的な態度をとったり、ストレスで攻撃的になったりして、虐待につながる場合があります。

社会的環境要因

核家族化や養育者の社会的孤立化に伴い、地域や親族関係が希薄になったり、子育てを身近に観察する機会が乏しくなっています。子育ての悩みを相談できず孤立してしまうことが多く、不安と焦燥感がストレスを高め虐待を起こす要因となります。

虐待は児童や保護者にかかる要因だけでなく、その背景に様々な問題を抱えているケースが多いといえます。

児童虐待の発見

虐待の悲劇を未然に防ぐには、早い段階で虐待を発見し対応することが求められます。虐待を早期に発見するためには、危険を知らせるサインを見逃さないことです。特に学校や学童保育所、幼稚園、保育園、医療機関、保健センター等の機関や民生委員・児童委員などが、「おかしいな」「いつもと違うな」と感じたら要注意です。添付の「早期発見のためのチェックリスト」を参考にして、サインを見逃さずキャッチすることが重要です。

通告の義務

虐待は「早期発見と迅速な対応」がきわめて重要となります。「虐待であると判断できない」と通告をためらう場合がありますが、虐待が疑われるときには、抱え込まずに速やかに子ども家庭相談センターまたは、子育て家庭支援課（家庭児童相談室）に通告する義務があります。また、守秘義務より通告義務が優先されます。（児童虐待防止法第6条第1項、第3項）

連絡・相談という形でも通告していただくことが、早期発見の対応、介入、援助につながり虐待の予防にもつながりますので、個人の判断ではなく、見たこと、聞いたことをそのまま情報として伝えることが必要です。

虐待の判断

虐待かどうかの判断は、子ども家庭相談センターや子育て家庭支援課（家庭児童相談室）にて判断します。通告や連絡・相談は、あくまでも虐待を未然に防ぐための行為であり、虐待の悲劇から子どもや親を守るための行為ですので、虐待がたとえ疑いであっても、ためらわずに通告・連絡・相談することが大事です。

虐待を考える上での基本的な視点は「子どもの虐待は人権侵害である」こと、「子どもの虐待は、子どもの立場で考え、保護者の意図とは無関係である」こと、すなわち保護者がしつけであるということを主張しても、その言葉を考慮する必要はありません。

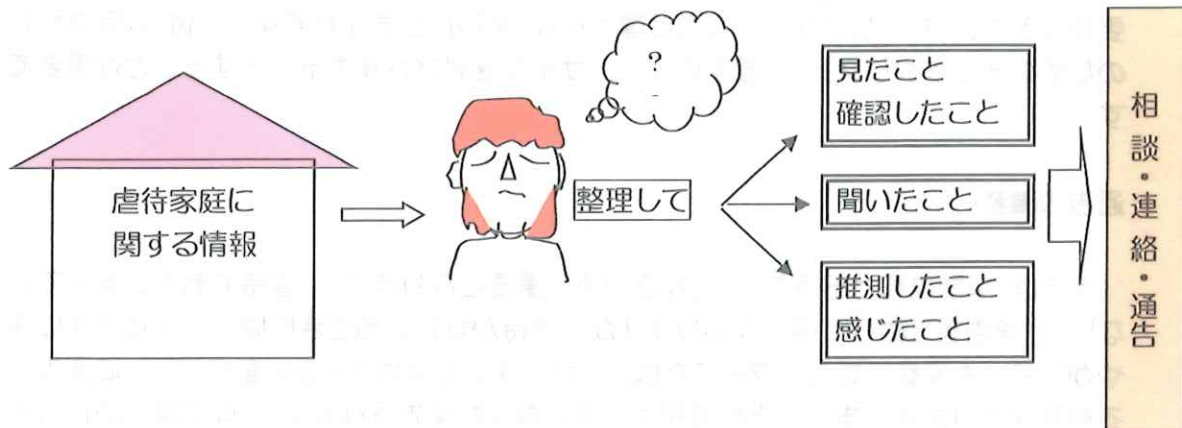
ですから、「迷ったら、虐待として考える」という視点が肝要です。

プライバシーへの配慮

虐待を受けた児童を保護し、その再発防止に資するという目的のために、通告を行うことは、刑法、国家公務員法、地方公務員法等の守秘義務違反には該当しません（児童虐待防止法第6条）。また、通告した人を特定しうる情報（氏名・住所・時間・場所等）を漏らすことをしてはならないという禁止事項があり（児童虐待防止法第7条）、通告者の秘密は守られ、通告者が特定されることはありません。さらには通告内容が間違っていたとしても責任を問われることはありません。

通告のポイント

① 「事実に基づく情報」と「未確認の情報」と「推測・感想」に分けて伝える



情報については、子どもの名前や家族構成など確認できたことは、「事実」として伝えます。それに対して、「周囲の人がこう言っている」という伝達情報は未確認のこととして伝えます。また「こうではないか」という推測や「こう感じた」という感想も、別のカテゴリーとして整理する必要があります。

このような情報の整理は、その後の会議や対応をより適切なものにするために大変重要です。

② 通告書について

通告する際に必要とされる情報例

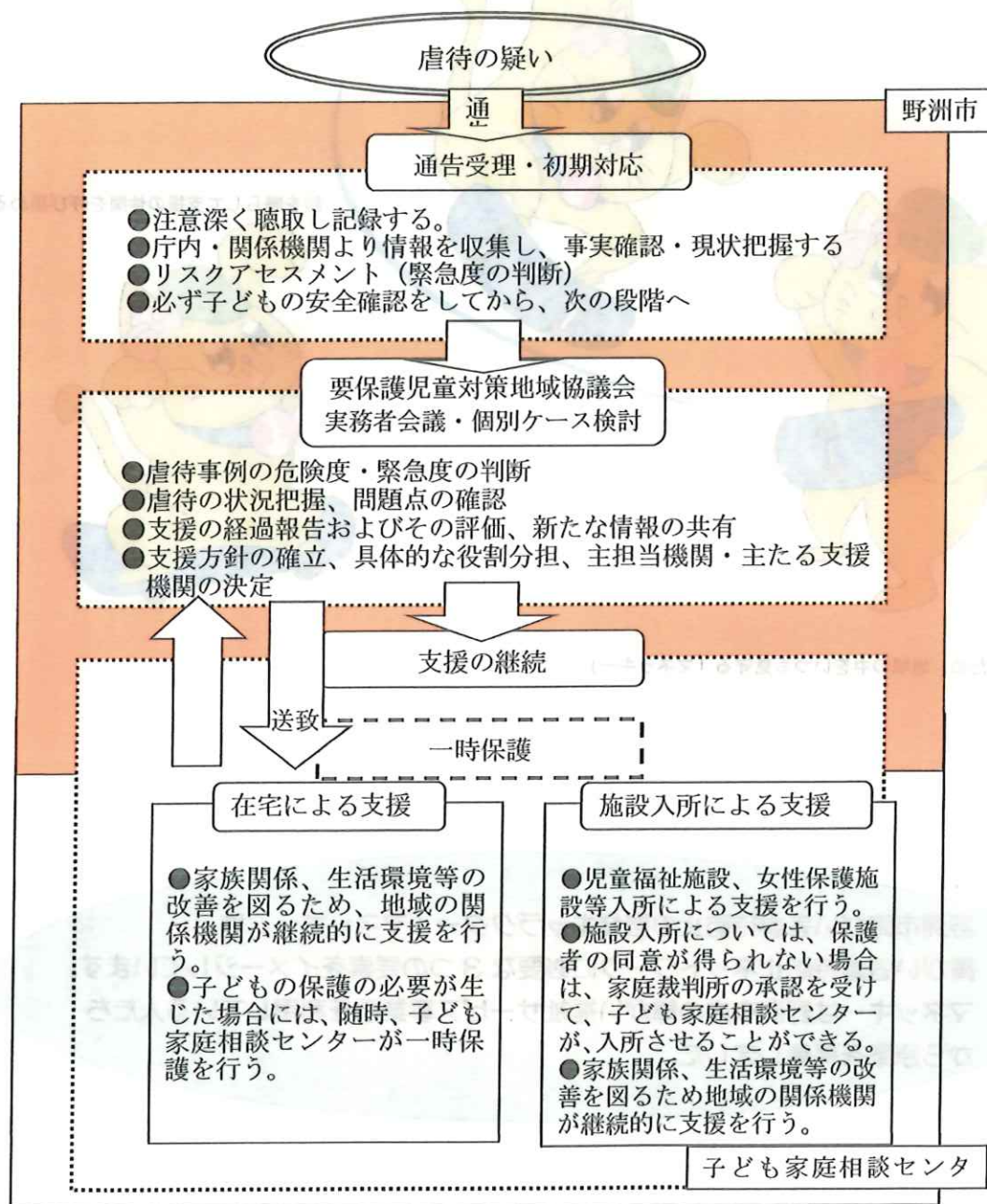
- (1) 被虐待児童及び家族の氏名・住所・年齢（生年月日）・家族構成・住居状態等
- (2) 虐待内容（誰から・いつから・頻度・どんなふうに）
- (3) 児童・家族の状況（学校等の所属機関・関係機関との関わり）
- (4) 情報源（目撃・推測等）
- (5) 通告・相談について、保護者の了解の有無
- (6) 通告者の氏名・所属・連絡先・通告の意図、協力・連絡の諾否
- (7) その他

通告書は、子ども家庭相談センターまたは、子育て家庭支援課（家庭児童相談室）に通告する際に使用してください。情報に関しては、事実に基づいた項目をわかる範囲で記入するようにしてください。わからないところは空欄のままでかまいません。

通告から支援までの基本的な流れ

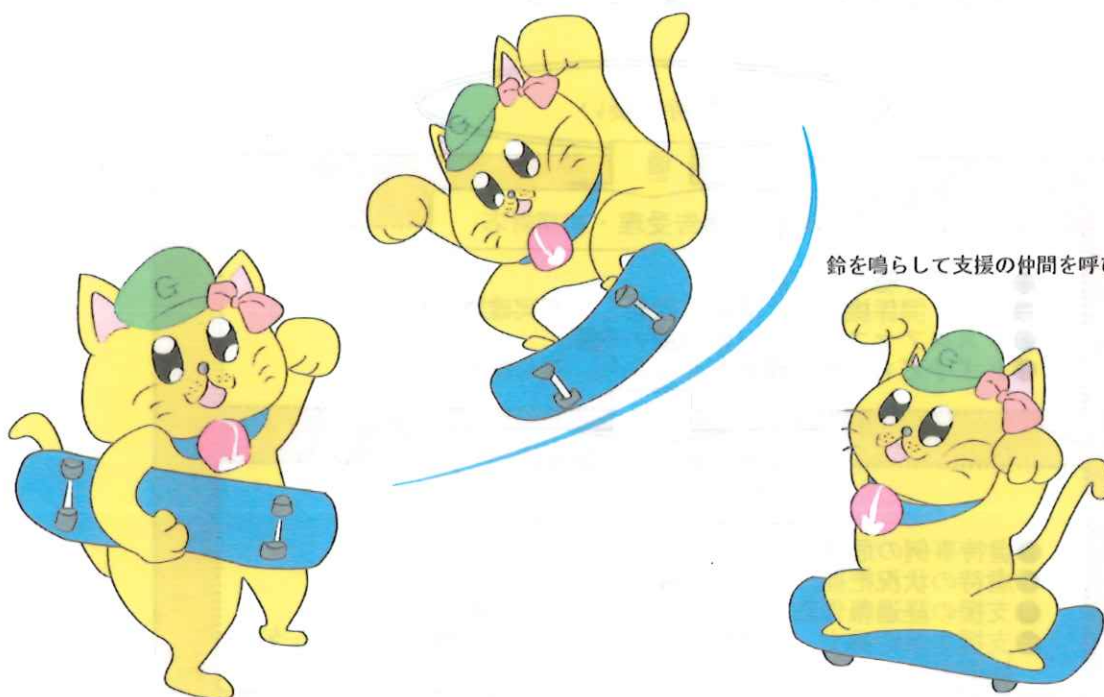
通告があった場合には、虐待対応の中心機関である「要保護児童対策地域協議会事務局（家庭児童相談室）」において直ちに緊急受理会議を開き、当面の方針を検討し安全の確認、状況を把握すると同時に、関係機関と連携しながら相談活動や地域での見守りなどの援助活動をしていきます。

虐待が深刻・緊急な場合や親の養育が困難な時などは、子ども家庭相談センターで一時保護したり児童福祉施設への入所の措置をとります。



・・・障がい者虐待・・・

虐待の通報や相談にスケートボードにのって駆けつける「マネッキー」



鈴を鳴らして支援の仲間を呼び集める「マネッキー」

虐待防止のため、地域の中をいつも見守る「マネッキー」

野洲市障がい者虐待防止の啓発キャラクター「マネッキー」は、障がい者虐待防止ネットワークに必要な3つの要素をイメージしています。マネッキーは野洲市内の障がい福祉サービス事業所を利用している人たちから原案を募集しました。

障がい者虐待について

(「野洲市における障がい者虐待防止と対応マニュアル」から抜粋)

◇障がい者虐待とは

障がい者虐待とは、障がいのある人に障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとしています。

障がいのある人が、虐待によって尊厳がおびやかされることを防ぎ、権利利益を守るために「障害者虐待防止法」(正式には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援に関する法律」といいます)が平成24年10月1日から施行されました。

◇対象となる障がい者は

「障害者虐待防止法」では、身体障がい、知的障がい、精神障がいや発達障がいのある人、その他の心身の機能の障がいなどによって、日常生活・社会生活に援助を必要とする人が対象になります。

◇対象となる障がい者虐待とは

①養護者による虐待とは

障がいのある人の世話や金銭の管理などを行っている家族や親族、同居する人による虐待。

②障害者福祉施設従事者等による虐待

障害者福祉施設や障害福祉サービス事業所で働いている職員による虐待。

③使用者による虐待

障がいのある人を雇用する事業主などによる虐待。

◇障がい者虐待の種類

「障がい者虐待」とは、養護者、障害者福祉施設従事者等、使用者が障がい者に対して行う次のいずれかに該当する行為とされています。

【身体的虐待】けがを負わせる、なぐる、けるなどの暴行を加える、閉じ込める。

【性的虐待】性的行為や接触を強要する。わいせつな映像を見せる。

【心理的虐待】どなる、ののしる、悪口を言う、無視する、子ども扱いする。

【放置・放任】食事や水分を与えない、入浴させない、排せつの介助をしない、病気やけがでも受診させない。

【経済的虐待】年金や賃金を渡さない、日常生活に必要な金銭を渡さない、本人の同意なしに財産を処分・運用する。

◇虐待のサイン

- 顔や腕などに不自然なあざがある
- 急におびえたり、こわがったりする
- 家の中から怒鳴り声が聞こえる
- 外出している姿を見かけなくなった
- 最近顔色がよくない・やせてきた
- お金がないと言うようになった など

◇虐待かも？と思ったら、迷わず通報を！

虐待を疑ったら、すみやかに「野洲市障がい者虐待防止センター」へ通報・相談してください。

障がい者虐待の通報・相談を受けると事実確認を行い、虐待を受けた障がいのある人や虐待をした人が地域で安心して生活できるよう、関係機関と連携して継続的に支援を行います。

野洲市障がい者虐待防止センター

(野洲市障がい福祉課 地域生活支援室内)

平日 午前8時30分～午後5時15分

TEL077-587-6169 FAX077-586-2176

土日祝日、平日上記以外の時間

TEL077-587-1121 FAX077-586-1598

通報から対応までの基本的な流れ

障がい者虐待に関する通報・届出を受けた場合には、障がい者虐待相談受付票に基づき、野洲市虐待防止センター（地域生活支援室）において直ちにコアメンバー会議を開き、通報等の内容の検討、緊急性の判断、安全確認方法、事実確認事項整理等関係機関と連携しながら相談活動や地域での見守りなどの援助活動をしていきます。

養護者による障がい者虐待が発生した場合の対応（例）

野洲市において養護者による障がい者虐待が発生した場合、次のフローのとおり対応します。

